利用の流れ

（団体登録）

① 団体登録の申請

利用団体登録申請書（様式第１号）並びに利用者名簿（様式第２号）を提出

② 団体登録の許可

開放委員会が申請を審査し許可された場合、利用団体として正式登録、
開放委員会が利用団体に登録証（様式第３号）を交付

（利用申請）

③ 施設利用の申請

【５月～９月分】３月 15 日までに利用申請（様式第５号）を提出
【10 月～翌年２月分】８月 31 日までに　〃

④ 施設利用の許可

開放委員会が、授業、学校行事、部活動等の日程を確認し、許可日を決定
利用許可証（様式第４号）を交付（前月の 20 日を目途に発行）

（施設利用）

⑤ 鍵の借受け【利用当日（困難な場合は前平日）】

富士東高校事務室窓口で鍵を借り受け（受付時刻　平日 8：10～16：40）

⑥ 施設利用

⑦ 施設利用後

鍵と利用報告書（様式第６号又は様式第６号の２）を玄関横のポストに返却
※利用報告書は Google フォームでも提出していただけます

（電気料の納付）

⑧ 後日、施設開放利用分の電気料を静岡県納入通知書により請求します
⑨「期日までの納付」及び「領収書のコピーの提出」をお願いします

（施設利用にあたっての遵守事項・要許可事項）

遵守事項	別途許可が必要なもの
① 利用時間・施設の範囲の順守 ② 鍵の借用・返還方法の厳守 ③ 校内での喫煙・飲酒厳禁 ④ 火気注意・所定場所以外での飲食禁止 ⑤ 危険物の持込み禁止 ⑥ 使用後の清掃・ごみの持ち帰り ⑦ 開放施設・設備破損時の報告 ⑧ 施設利用電気料の期限内納付 ⑨ その他迷惑行為厳禁	① 物品の展示 ② 貼り紙

以上の遵守事項・要許可事項に従わない場合、開放委員会で審査を行い、回数に応じ、以下の処分を行うこととする。

１回　口頭注意または１カ月間の利用禁止
２回　文書による勧告または２カ月間の利用禁止
３回　３カ月間の利用禁止
４回　当該年度の団体登録取り消し（及び再登録の禁止）